

令和8年度 ベンゼン等 月別濃度測定結果 (※速報値のため、精度管理などにより値が変わることがあります。)

【1】北九州局 (小倉北区)

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

測定項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年平均値	基準値*
ベンゼン	0.84													3
トリクロロエチレン	0.20													130
テトラクロロエチレン	0.22													200
ジクロロメタン	1.2													150

【2】企救丘局 (小倉南区)

測定項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年平均値	基準値*
ベンゼン	0.91													3
トリクロロエチレン	0.17													130
テトラクロロエチレン	0.20													200
ジクロロメタン	1.2													150

【3】若松局 (若松区)

測定項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年平均値	基準値*
ベンゼン	1.0													3
トリクロロエチレン	0.17													130
テトラクロロエチレン	0.21													200
ジクロロメタン	1.2													150

【4】西本町自排局 (八幡東区)

測定項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年平均値	基準値*
ベンゼン	1.2													3
トリクロロエチレン	0.17													130
テトラクロロエチレン	0.22													200
ジクロロメタン	1.2													150

※年平均値の算出にあたって、検出下限値未満の値 (〃 <***と表示) が存在する場合は、当該検出下限値に 1 / 2 を乗じて得られた値を用いる。

* 環境基本法第16条第1項の規定に基づき設定される、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準 (環境基準値)

令和8年度 優先取組物質 月別濃度測定結果 (※速報値のため、精度管理などにより値が変わることがあります。)

【1】北九州局 (小倉北区)

測定項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年平均値	指針値*
アクリロ ニトリル	μg/m³	0.077													2
アセト アルデヒド	μg/m³	0.68													120
塩化ビニル モノマー	μg/m³	0.057													10
塩化メチル	μg/m³	1.4													94
クロム 及びその化合物	ng/m³	<1.6													
クロロホルム	μg/m³	0.23													18
酸化エチレン	μg/m³	0.016													
1,2-ジクロロ エタン	μg/m³	0.28													1.6
水銀 及びその化合物	ng/m³	2.7													40
トルエン	μg/m³	2.0													
ニッケル化合物	ng/m³	1.9													25
ヒ素 及びその化合物	ng/m³	2.2													6
1,3-ブタジエン	μg/m³	0.080													2.5
ベリリウム 及びその化合物	ng/m³	0.005													
ベンゾ[a]ピレン	ng/m³	3.6													
ホルム アルデヒド	μg/m³	0.81													
マンガン 及びその化合物	ng/m³	9.9													140

【2】企救丘局 (小倉南区)

測定項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年平均値	指針値*
アクリロ ニトリル	μg/m³	0.089													2
アセト アルデヒド	μg/m³	0.65													120
塩化ビニル モノマー	μg/m³	0.065													10
塩化メチル	μg/m³	1.4													94
クロム 及びその化合物	ng/m³	4.4													
クロロホルム	μg/m³	0.24													18
酸化エチレン	μg/m³	0.035													
1,2-ジクロロ エタン	μg/m³	0.28													1.6
水銀 及びその化合物	ng/m³	1.5													40
トルエン	μg/m³	1.5													
ニッケル化合物	ng/m³	3.3													25
ヒ素 及びその化合物	ng/m³	2.1													6
1,3-ブタジエン	μg/m³	0.084													2.5
ベリリウム 及びその化合物	ng/m³	<0.004													
ベンゾ[a]ピレン	ng/m³	0.62													
ホルム アルデヒド	μg/m³	1.1													
マンガン 及びその化合物	ng/m³	9.4													140

※年平均値の算出にあたって、検出下限値未満の値 (* <***~ と表示) が存在する場合には、当該検出下限値に 1 / 2 を乗じて得られた値を用いる。

* 環境中の有害大気汚染物質による健康リスク低減を図るための指針となる数値 (指針値) :
「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について (第七次答申) 」 (平成15年9月30日、環境省環境管理局長通知)
「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について (第八次答申) 」 (平成18年12月20日、環境省水・大気環境局長通知)
「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について (第九次答申) 」 (平成22年10月15日、環境省水・大気環境局長通知)
「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について (第十次答申) 」 (平成26年5月1日、環境省水・大気環境局長通知)
「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について (第十二次答申) 」 (令和2年8月20日、環境省水・大気環境局長通知)

令和8年度 優先取組物質 月別濃度測定結果 (※速報値のため、精度管理などにより値が変わることがあります。)

【3】若松局 (若松区)

測定項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年平均値	指針値*
アクリロ ニトリル	μg/m ³	0.071													2
アセト アルデヒド	μg/m ³	1.1													120
塩化ビニル モノマー	μg/m ³	0.055													10
塩化メチル	μg/m ³	1.4													94
クロム 及びその化合物	ng/m ³	2.4													
クロロホルム	μg/m ³	0.22													18
酸化エチレン	μg/m ³	0.035													
1,2-ジクロロ エタン	μg/m ³	0.27													1.6
水銀 及びその化合物	ng/m ³	1.5													40
トルエン	μg/m ³	2.1													
ニッケル化合物	ng/m ³	2.9													25
ヒ素 及びその化合物	ng/m ³	2.0													6
1,3-ブタジエン	μg/m ³	0.074													2.5
ベリリウム 及びその化合物	ng/m ³	0.005													
ベンゾ[a]ピレン	ng/m ³	0.051													
ホルム アルデヒド	μg/m ³	1.0													
マンガン 及びその化合物	ng/m ³	20													140

【4】西本町自排局 (八幡東区)

測定項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年平均値	指針値*
アクリロ ニトリル	μg/m ³	0.095													2
アセト アルデヒド	μg/m ³	0.60													120
塩化ビニル モノマー	μg/m ³	0.063													10
塩化メチル	μg/m ³	1.4													94
クロム 及びその化合物	ng/m ³	2.7													
クロロホルム	μg/m ³	0.25													18
酸化エチレン	μg/m ³	0.034													
1,2-ジクロロ エタン	μg/m ³	0.28													1.6
水銀 及びその化合物	ng/m ³	1.3													40
トルエン	μg/m ³	2.1													
ニッケル化合物	ng/m ³	2.4													25
ヒ素 及びその化合物	ng/m ³	2.0													6
1,3-ブタジエン	μg/m ³	0.12													2.5
ベリリウム 及びその化合物	ng/m ³	0.004													
ベンゾ[a]ピレン	ng/m ³	0.078													
ホルム アルデヒド	μg/m ³	0.97													
マンガン 及びその化合物	ng/m ³	12													140

※年平均値の算出にあたって、検出下限値未満の値 (* <***と表示) が存在する場合には、当該検出下限値に 1 / 2 を乗じて得られた値を用いる。

* 環境中の有害大気汚染物質による健康リスク低減を図るための指針となる数値 (指針値) :
「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について (第七次答申)」 (平成15年9月30日、環境省環境管理局長通知)
「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について (第八次答申)」 (平成18年12月20日、環境省水・大気環境局長通知)
「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について (第九次答申)」 (平成22年10月15日、環境省水・大気環境局長通知)
「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について (第十次答申)」 (平成26年5月1日、環境省水・大気環境局長通知)
「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について (第十二次答申)」 (令和2年8月20日、環境省水・大気環境局長通知)